

事務連絡

平成27年9月18日

公益社団法人 全日本不動産協会 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

すまい給付金の申請期限について
(協力依頼)

平素は住宅行政にご協力頂き大変ありがとうございます。

平成26年4月より実施しております「すまい給付金」については、申請期限を3ヶ月延長し、住宅の引渡しから1年3ヶ月とすることとしております。

平成27年7月末に消費税率引上げ後1年3ヶ月が経過し、制度が開始された平成26年4月に引き渡しを受けた住宅取得者から順次申請期限を迎えておりますが、期限間際に相談されるケースが見られるなど、今後、期限を超過して給付できない事例が生じることが懸念されます。

つきましては、貴団体所属の企業に対し、改めて申請期限について周知いただくとともに、本年2月より開始しております申請サポートや制度チラシの活用等により、申請漏れ対策を徹底いただきますよう注意喚起について御協力をお願いします。

《本件に係る問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課

電話 : 03-5253-8111

夜間直通 : 03-5253-8510

担当 : 企画専門官 豊嶋太朗 (内線39463)

係長 原口統 (内線39448)

《申請サポートや制度チラシに係るお問い合わせ先》

すまい給付金事務局 0570-064-186

(受付時間: 9時~17時/PHSや一部のIP電話からは045-330-1904)

※「サポートはがき」のご請求は、別紙の送付依頼書をご活用下さい。